

別記第47号の3の3様式中「職業.....」を「職業..... 電話番号.....」

に、

甲種・乙種

を「

網・わな銃猟免許

」に、

丙種

を「

第二種銃猟免許

」に、「丙種狩猟免許」を「第二種銃猟

免許」に、「甲種又は乙種狩猟免許」を「網・わな猟免許又は第一種銃猟免許」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別記第47号の3の3様式の改正規定は、平成15年4月16日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の熊本県税条例施行規則第10条第2項の規定は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

訓 令

熊本県訓令第5号

本庁各部課(総室・室)
各地方出先機関

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年3月31日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

熊本県税事務取扱規程(昭和47年熊本県訓令第9号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「郵便局」を「郵便局(郵政窓口事務の委託に関する法律(昭和24年法律第213号)第7条第1項に規定する委託事務を行う施設を含む。)」に改める。

第29条第1項中「法第53条第6項」を「法第53条第24項」に改める。

第38条中「法人税額」を「法人税額等」に改める。

別記第16号様式中

事業年度
(計算期間)

を

事業年度(連結
事業年度)・
計算期間

に改める。

別記第18号様式中「法人税額の」を「法人税額等の」に、

事業
年度

を

事業年
度(連
結事業
年度)

に、

法人税額

を

法人税額
(個別帰属
法人税額)

に、「申告又は更正された法人税額」を「申告され、又

は当局(所)が更正し、若しくは決定した法人税額等」に改める。

別記第78号様式中「郵便局」を「郵便局(郵政窓口事務の委託に関する法律に規定する委託事務を行う施設を含む。)」に改める。

別記第145号様式(注)1を次のように改める。

- (注) 1 この提供書には、提供する担保が地方税法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる国債、地方債、社債その他の有価証券(社債等の振替に関する法律第129条第1項に規定する振替社債等にあつては、地方税法施行規則第1条の4の2に規定する振替国債に限る。)である場合には、これを供託してその供託書の正本を添付してください。ただし、登録国債又は社債等登録法の規定により登録した社債、地方債その他の債券については、その登録を受け、登録済通知書又は担保権登録内容証明書を添付してください。

附 則

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の熊本県税事務取扱規程に規定する様式による用紙は、当分の間、使用することができる。